資料１－２

第１７８回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１７８回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	表　題	提出ブロック
第１号	耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に対する固定資産税の減額措置について	名古屋
第２号	自治体ＤＸの推進に係る財政支援ついて	知多
第３号	犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について	名古屋
第４号	生活基盤施設耐震化等交付金の財政支援の拡充及び採択基準の緩和等について	西尾張
第５号	子どもに係る国民健康保険料（税）均等割の軽減制度の拡充について	西尾張
第６号	保育所等整備交付金の対象拡大の継続について	西尾張
第７号	重要港湾衣浦港周辺の重要物流道路、緊急輸送道路の整備促進について	西三河
第８号	三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について	東三河
第９号	明治用水頭首工の大規模漏水事故に伴う農業者への支援等について	西三河
第10号	転作の推進に向けた産地交付金による財政支援の拡充について	東三河
第11号	臭気対策に関する情報提供及び臭気対策施設新設等に向けた財政支援について	知多
第12号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張
第13号	地球温暖化対策に係る財政支援等について	知多

議案番号	表　題	提出ブロック
第 14 号	太陽光発電設備の架台下を自動車車庫として有効活用する場合の取扱いについて	西尾張
第 15 号	新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間の延長について	東尾張
第 16 号	シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外特例措置の創設について	西尾張
第 17 号	ウクライナ避難民に対する支援金に係る所得税の特例措置について	西尾張 東尾張
第 18 号	小学校高学年における教科担任制の推進について	知多
第 19 号	教育支援体制整備事業補助事業の安定した実施について	東三河
第 20 号	小・中・義務教育学校施設の整備に対する財政支援の拡充について	西三河
第 21 号	補欠の教育長の任期について	知多

第１号議案

耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に対する固定資産税の減額措置について

名古屋ブロック　提出

国は、現行の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消するという目標を定めております。

耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に対する固定資産税の減額措置については、現行の耐震基準を満たしていない耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を税制面からも促すための措置であることから、目標達成のためには、少なくとも現行の国の目標期間である令和７年度までの工事完了分については固定資産税の減額の対象とするべきであると考えます。

よって、国におかれては、**耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に対する固定資産税の減額措置について、現行制度で令和４年度末までとされている改修工事の完了期限を、国の耐震化率の目標に照らして少なくとも令和７年度末まで延長するよう要望します。**

第２号議案

自治体ＤＸの推進に係る財政支援について

知多ブロック　提出

情報システムの標準化・共通化の実施に当たっては、現行システムと国の定める標準仕様（標準準拠システム）との差異の洗い出しや実態調査、文字の標準化、データ移行、環境構築に要する費用など様々な経費が見込まれます。

財政措置としてデジタル基盤改革支援補助金が示されておりますが、自治体の人口に応じて補助上限額が決められており、上限額内で全てのシステム移行を行うことが出来るか不明であります。また、その人口区分は自治体運営の実態に即しているとは言えず、全国共通の国策であるにもかかわらず、自治体間で負担割合が異なっている状況にあります。

デジタル社会の実現に向けた基盤整備等に全ての自治体が公平感や安心感を持って取り組んでいくためには、システム移行に係る必要経費について、人口規模によらない適切な財政支援が求められています。

総務省が策定した自治体ＤＸ推進計画の重点取組事項である自治体の情報システムの標準化・共通化は、全国の自治体が共通して取り組んでこそ達成されるものであります。

よって、国におかれては、**国の定める標準準拠システムへ計画的かつ円滑に移行し、社会全体のＤＸの動きを一層加速させていくためにも、デジタル基盤改革支援補助金の確実な財源確保及びシステム移行に係る必要経費について、人口規模によらない適切な財政支援を要望します。**

第３号議案

犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財源措置並びに都道府県警察等との情報共有制度の創設について

名古屋ブロック　提出

犯罪被害者等支援については、犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等基本計画が策定され、地方公共団体に対し、見舞金制度等の導入が要請されております。

しかし、国からガイドラインの提示がないため、支援制度は地方公共団体により様々で、支援に地域差が出ているのが現状です。

居住地に関わらず、犯罪被害者等が等しく支援を受けるためには、全国統一の制度とするためのガイドラインの策定が必要であり、国による財政支援措置も欠かせません。

また、地方公共団体が、犯罪行為に関する円滑かつ正確な事実認定を行い、支援を実施するためには、捜査権限のある警察が保有する情報を地方公共団体と共有することが望ましいものの、現状は十分ではないと考えます。

よって、国におかれては、**地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財政支援措置を講じるよう要望します。**

また、円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設されるよう要望します。

第４号議案

生活基盤施設耐震化等交付金の財政支援の拡充
及び採択基準の緩和等について

西尾張ブロック　提出

一宮市の水道管路については、令和３年度末時点で基幹管路耐震管率は３２.９％であり、愛知県平均４３．０％（令和２年度）より低い水準となっています。また、法定耐用年数４０年を超過した管路延長は年々増加している状況から、基幹管路や災害時重要給水施設への配水管ルートの耐震化のほか、漏水発生履歴のある配水管の更新を優先的に進めております。

財源については、令和４年度より実施する基幹管路の耐震化事業に生活基盤施設耐震化等交付金を活用してまいりますが、基幹管路以外の老朽管更新事業は交付金の採択基準を満たさないため、起債で実施せざるを得ない状況であります。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化の影響に対して、市独自の支援事業として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした水道基本料金の減免をした場合、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した基幹管路耐震化事業の交付要件となっている料金回収率１００％以上が保持できなくなるため、コロナ禍による影響が考慮されている今年度を過ぎると、財源である交付金を得ることができなくなります。

よって、国におかれては、**水道施設等の耐震化、老朽化対策を図るための生活基盤施設耐震化等交付金の交付率の引き上げ及び採択基準の緩和と、交付要件の柔軟な対応を要望します。**

第５号議案

子どもに係る国民健康保険料（税）均等割の軽減制度の拡充について

西尾張ブロック　提出

国民健康保険料（税）の均等割は、被保険者一人ひとりに賦課されるため、子どもが増えるほど保険料（税）が増加し、世帯の人数が保険料の額に影響しない他の被用者保険と比べて負担が重く感じる要因の一つとなっており、子育て支援にも逆行する仕組みとなっております。

令和４年度からは、公費負担による均等割の軽減制度が創設されたものの、対象となる範囲が未就学児に限定され、子どもの年齢により差が生じているため、子育て世帯の負担軽減の観点から軽減対象年齢の拡充が必要であると考えます。

よって、国におかれては、**子どもに係る国民健康保険料（税）均等割の軽減制度について、医療保険制度間の公平性確保と子育て世帯の更なる負担軽減の観点から、対象を１８歳未満の子どもまで拡大し、必要な財源については、公費で対応されるよう制度の拡充を要望します。**

第６号議案

保育所等整備交付金の対象拡大の継続について

西尾張ブロック　提出

女性の社会進出や地域のつながりの希薄化などにより、利用者の保育ニーズが多様化する中、保育所においては従来どおりの体制や環境、設備では十分な対応ができなくなっており、昨今の保育士不足も相まって抜本的な保育体制の刷新が求められております。

各市においては、施設整備計画に基づき、老朽化した保育施設の統合や更新、一部民営化により民間のノウハウを活かした保育の導入等を進めているところですが、財政負担が全国共通の課題となっております。

民設民営により新たに保育所を開園する場合、整備費は国の交付金の対象となることから、公設で整備した場合と比べ市の財政負担は軽減されます。

国の保育所等整備交付金の対象となる保育所等の設置主体は、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人とされ、新子育て安心プランの期間（令和３年度～６年度）に限り、株式会社等の民間事業者も設置主体として認められていますが、保育所等の整備計画の円滑な実施のためには、期間終了後も民間事業者を設置主体として認める必要があると考えます。

よって、国におかれては、**保育所等整備交付金について、「新子育て安心プラン」の期間後の令和７年度以降も引き続き民間事業者が交付対象として認められるよう要望します。**

第７号議案

重要港湾衣浦港周辺の重要物流道路、緊急輸送道路の整備促進について

西三河ブロック　提出

衣浦港は、昭和３２年に重要港湾に指定されて以来、臨海部の埋立事業に着手し、企業の専用ふ頭及び公共ふ頭の整備が行われ、併せて周辺道路の整備も行われてきました。しかしながら、近年の生産活動の進展から衣浦港周辺の渋滞は顕著となっており、安定的な輸送を確保するためには、衣浦港周辺の道路機能の強化が喫緊の課題となっています。

重要物流道路である衣浦大橋の機能強化や老朽橋梁の架け替え、国道２４７号、４１９号の４車線化は、喫緊の課題である交通混雑の緩和、物流の効率化等を図るため、早期整備が必要であります。

また、衣浦港周辺の地域においては、都市計画道路衣浦岡崎線の４車線化や臨港道路武豊線及び臨港道路武豊美浜線の事業進捗、更には名浜道路の現道機能強化区間である一般県道幸田幡豆線の事業化に向けた検討などが行われており、これら道路とつながる衣浦トンネルは、ネットワークの強化が進む三河地域と知多地域を結ぶ重要な物流路線であります。この衣浦トンネルは、港湾事業と有料道路事業の合併により整備しており、令和１１年度の償還期間満了に伴う無料化は、港湾事業者や衣浦港周辺の企業及び住民から大きく期待されております。

これら物流に資する道路は、大規模災害時の緊急輸送道路として衣浦港を起点とした周辺市町への緊急物資等の輸送ルートともなっております。また、カーボンニュートラル２０５０に向けて、新たな産業発展も期待される衣浦港は、更なる重要な役割を果たすこととなることから、周辺の道路機能の強化が課題となっております。

よって、国におかれては、**重要港湾衣浦港周辺の重要物流道路及び緊急輸送道路の更なる強化は、県民の生活や経済活動に非常に重要であるため、重点的に予算を投入し整備を推進することを要望します。**

第８号議案

三河港の機能強化に向けた港湾施設の整備促進について

東三河ブロック　提出

三河港は、貿易額において全国第１０位（空港を除く）と、地域の産業を支える物流拠点として発展しており、完成自動車の輸入は、金額・台数ともに２９年連続日本一の自動車港湾であります。

しかしながら、完成自動車の保管用地不足や、三河港背後道路の渋滞など非効率な物流を強いられており、事業者の負担となっております。

さらに、神野地区においては、コンテナバース前面の静穏度が低いため、船舶の離着岸に支障をきたしております。また、近年では船舶の大型化やクルーズ船の寄港など新たな需要への対応や、激甚化する自然災害への対応、老朽化が進む港湾施設への早期の対策が必要になっております。

よって、国におかれては、**三河港の物流機能を強化するため、三河港周辺道路（臨港道路東三河臨海線並びに名豊道路の全線開通及び４車線化など）や、第６次三河港港湾計画に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備を要望します。**

第９号議案

明治用水頭首工の大規模漏水事故に伴う農業者への支援等について

西三河ブロック　提出

令和４年５月１７日に明治用水頭首工において発生した大規模な漏水により、農業用水が取水停止になり、西三河地域を流れる明治用水の受益地では、田植え時期で直撃を受けた水稲のほか、梨やいちじくなどの果樹も育成不良といった影響が懸念されます。被害にあわれた方は、漏水に起因する農産物の品質低下や収穫量の減少などで、経営に大きな不安を抱えています。

また、現在農業用水はブロック割通水が行われていますが、安定的、かつ十分な用水の供給が必要です。

よって、国におかれては、**西三河地域の農業と農家を守るために、農業用水の供給停止を受けた農業者の救済及び今回の漏水を起因とした損害に対する幅広な補償などを含めた総合的支援を行うとともに、農業用水の供給体制の強化、頭首工の機能復旧に向けた抜本的対策を講じるよう要望します。**

また、今回の漏水事故の影響は、農業だけでなく工業、上水道、漁業など多方面に及んでいるため、全て一体としてとらえ、幅広い視点から支援策等を議論していただくことを要望いたします。

第１０号議案

転作の推進に向けた産地交付金による財政支援の拡充について

東三河ブロック　提出

地域の実情に沿った取組が展開できる産地交付金は、これまで転作の推進に大変重要な役割を担ってきました。

しかしながら、これまであった追加配分が減額となることなどから、産地交付金は実質的に減額されており、関係者に対して水田収益力強化ビジョンで計画した単価での配分ができず、単価を減額することにより対応せざるを得ない状況となっております。

今後は、更なる転作を進める必要に迫られているにもかかわらず、産地交付金が減額されたことにより、これまでの転作の取組みにほころびが生じ、結果、転作の取組みが後退しかねないと大変危惧しております。

また、近年の米価の低迷も相まって、地域農業の担い手であるオペレーターが営農を持続できない可能性も生じている状況です。

よって、国におかれては、**産地交付金の配分額を令和２年度水準に近づけていただくとともに、計画的に転作に取り組めるように中期的な配分枠の担保が取れる制度となるよう要望します。**

第１１号議案

臭気対策に関する情報提供及び臭気対策施設新設等に向けた財政支援について

知多ブロック　提出

全国でも有数な畜産業の盛んな知多地域では、畜産施設が住宅地に近接している都市近郊型農業を形成しております。そのため、近接住民や観光客などから、臭気や周辺環境に対する苦情が寄せられ、糞尿処理は緊急の課題となっております。

畜産臭気の軽減を図るため、畜産環境対策事業を推進し、臭気軽減に努めておりますが、市における取組では限界があり、根本的な解決には至っておりません。

また、畜産農家が単独で臭気対策施設の新設・改築・更新を行うためには多額の費用が発生するため、国による支援が必要です。

よって、国におかれては、**臭気対策に有効な堆肥舎等の施設構造及び装置について、情報提供することを要望します。**

あわせて、畜産農家単独で実施する臭気対策施設の新設及び修繕等に必要な整備費用に対する補助制度の新設を要望します。

第１２号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。

愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

亜炭鉱は石油等の輸入増大により昭和４０年代にその全てが閉鎖されましたが、それ以降、採掘跡（亜炭鉱廃坑）に起因する陥没が度々発生しています。民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

亜炭鉱廃坑の周辺地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいことから、安全な市街地の開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

第１３号議案

地球温暖化対策に係る財政支援等について

知多ブロック　提出

現在、各自治体においては、国による補助事業を活用し、２０５０年の脱炭素社会の実現を見据えた地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定などの計画策定を行い、脱炭素の取組を進めています。

しかしながら、国の「エネルギー対策特別会計補助・委託等事業」における「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」については、申請した団体の多くが不採択となり、支援を受けられない状況です。

また、地球温暖化対策実行計画の策定に必要な温室効果ガス排出量の推計においては、自治体排出量カルテの推計値と、特定事業者からの報告等を積み上げた実際の値に大きな相違があるため、実態に則した自治体ごとの排出量が示されるとともに、より高精度な推計が実施可能なツールの提供が必要です。

併せて、脱炭素社会の実現に向けて、大量の温室効果ガスを排出する企業・事業所における抜本的な技術革新、生産設備の更新等が必要不可欠であるとともに、公共施設においても、太陽光発電設備等の再エネ導入、建築物のＺＥＢ化、公用車の次世代自動車への更新等の様々な取組を推進する必要があり、国におけるより一層の財政支援・技術的支援が欠かせません。

よって、国におかれては、**地域脱炭素に向けた再エネ導入の目標設定や計画策定などを確実に実施できるよう、補助事業費総額の増額など必要な財政支援及び技術的支援の拡充を要望します。**

また、企業・事業所及び公共施設の温室効果ガス削減に対する取組を実施していくに当たり、継続的かつ一層の財政支援及び技術的支援を要望します。

第１４号議案

太陽光発電設備の架台下を自動車車庫として
有効活用する場合の取扱いについて

西尾張ブロック　提出

国が示した２０５０年カーボンニュートラル実現に向け、近年、太陽光発電設備の架台下を自動車車庫として有効活用したいとの相談が急増しております。

国土交通省から発出されている技術的助言によれば、土地に自立して設置する太陽光発電設備について、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、建築基準法第２条第１号に規定する建築物に該当しないものとするとされています。

太陽光発電設備の架台下の空間を自動車車庫などの屋内的用途に供する場合は、建築物に該当することとなり、建築基準法第４８条の規制を受けることになります。また、市街化調整区域内においては、建築物の建築が厳しく規制されていることから、原則として太陽光パネルの架台下を自動車車庫として利用することはできないこととなります。

カーボンニュートラルの実現に向け、太陽光発電設備は非常に有効な手段でありますが、太陽光発電設備が建築物に該当する場合には、用途地域等により規模の制限を受ける等の支障が生じております。

よって、国におかれては、**太陽光発電設備の架台下を自動車車庫として有効活用する場合については、建築基準法上の定義も含めて建築物として扱わないことができるよう、条件緩和について検討するよう要望します。**

第１５号議案

新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間の延長について

東尾張ブロック　提出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業者は経営状況が悪化し、事業継続に必要な資金を調達するため、新型コロナウイルス感染症関連融資の借入を行っております。

借入をした事業者の多くは、当初据置期間を２～３年としており、未だ新型コロナウイルス感染症が収束していない中、原油・原材料価格の高騰により経営状況が一層厳しい状態にあり、令和４年４月以降に融資の元金返済を迎える事業者が出てきております。

こうした事業者に対する支援策の一つとして、据置期間の延長や、返済猶予に関する相談がしやすい環境の整備が求められております。

よって、国におかれては、**金融機関等に対して、事業者の経営状況が安定するまで新型コロナウイルス感染症関連融資の元金返済を猶予する据置期間の延長措置及び返済猶予に関する相談環境の整備を行うよう働きかけることを要望します。**

第１６号議案

シルバー人材センターへのインボイス制度適用除外
特例措置の創設について

西尾張ブロック　提出

令和５年１０月より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、免税事業者である会員を抱えるシルバー人材センターは、仕入税額控除を受けられなくなり、新たな税負担が発生することが想定されます。

こうした中、厚生労働省からは、「負担増によりシルバー人材センターの運営そのものが維持できなくなったり、シルバー人材センターが財源を捻出するために会員の配分金が縮減したりすることのないよう、自治体において必要な予算額を確保するようお願いする」旨の通達がなされています。

しかしながら、公益法人として収支相償の運営を原則とし、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進に寄与するシルバー人材センターを、課税事業者であるという形式のみをもってインボイス制度の対象事業者とすることは、その意義を損なう懸念があり、まして、その解決策として自治体が財政的負担を負うことは適切な対応策とは言い難いと考えます。

よって、国におかれては、**インボイス制度の適用に特例措置が講じられる団体の例も見られることから、シルバー人材センターについても、インボイス制度の適用除外とする特例措置を講ずるよう強く要望します。**

第１７号議案

ウクライナ避難民に対する支援金に係る所得税の特例措置について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

県内各市において、ロシアの軍事侵攻によるウクライナ避難民が、自治体やウクライナ避難民の支援団体等からの支援金を受け取るなどして生活しています。

現状、ウクライナ避難民に対する支援金として、日本財団や自治体から支給される一時支援金等がありますが、これらは一時所得として課税対象となっているため、各種税金が課税されることが想定されます。

着の身着のまま戦禍を逃れてきた避難民にとって、生活費等の支援として受け取っている支援金から納税することとなるため、特別な配慮が必要であると考えます。

よって、国におかれては、**ロシアの軍事侵攻によるウクライナ避難民に対して給付されている生活費等の支援金について、非課税とすることを要望します。**

第１８号議案

小学校高学年における教科担任制の推進について

知多ブロック　提出

文部科学省は、小学校高学年における教科担任制を推進するため、令和４年度から４年程度をかけて段階的に専科指導教員の計画的な配置を進めているところです。

令和４年度の概算予算要求では、令和４年度に全国で２，０００人、４年間で８，８００人の定数改善を要求しましたが、最終的に令和４年度に９５０人、４年間で３，８００人程度の定数改善にとどまっています。

その結果、各自治体においては一部の学校での実施にとどまり、本事業の趣旨の達成にはほど遠い状況にあります。

また、現在、各小中学校では、校内における授業交換等の工夫により教科担任制の推進に努めていますが、教員の持ちコマ数の軽減にはつながりません。学校単位での工夫・努力だけでは教科担任制を実施することは困難であり、教員の定数の増加が必要です。

よって、国におかれては、**今後も、専門性の高い教科指導を行うとともに、学校の働き方改革を進めるという趣旨に則り、専科指導教員の配置の継続と拡充を行うよう要望します。**

第１９号議案

教育支援体制整備事業補助事業の安定した実施について

東三河ブロック　提出

補習等のための指導員等派遣事業に係る教育支援体制整備事業費補助金は、その目的から人件費に充当することを見込んだ補助金であるため、予算執行直前の内示段階における大幅な補助金額の削減は、人材の確保を含め教育現場に混乱をもたらすとともに、事業実施に多大な影響を与えます。

補助金交付の目的として、学校教育活動の一層の充実、教員の「働き方改革」の実現を図ることと示されていることからも、有効かつ確実な事業運営につながる補助事業の実施が必要であります。

令和３年度、令和４年度と学習指導員配置事業に関する補助金が、予算要望時と比較し大幅に減額となる状態が継続し、歳入金額が欠損する事態を招いていることが、予算編成から事業実施に多大な影響を及ぼしております。

よって、国におかれては、**教育支援体制整備事業費補助事業の応募段階で示された補助要件に適う確実な予算額の確保と補助金の執行を要望します。**

第２０号議案

小・中・義務教育学校施設の整備に対する財政支援の拡充について

西三河ブロック　提出

全国の学校施設の多くは、昭和４０年代後半から５０年代の児童生徒数の急増期に整備されており、建築後２５年を経過した公立小・中学校は７割を超え、そのうち半数が建築後４０年以上となるなど、全国的に学校施設の老朽化が進んでいます。本地域には、建設後５０年以上経過している建物も多く存在しています。

学校施設の改修については、財政的な問題もあって内部改修よりも屋上防水や外壁などの外部改修を優先して進めてきた建物は、今後、内部改修を進めようにも、建物の外部と内部の全面的な改修が要件となる「長寿命化改良事業」の対象にはなりません。

また、学校施設環境改善交付金の「大規模改造（老朽）」が令和４年度で終了することから、一般的な使用目標年数８０年を想定した場合には、建設後５０年以上経過している施設に活用できる補助メニューが限られることとなります。

このようなことから、市の財政負担が大きくなり、施設整備が困難となることが想定されます。

よって、国におかれては、**学校施設を適切に維持するため、学校施設環境改善交付金において、外部改修済みであっても対象となるよう「長寿命化改良事業」の補助要件を緩和するよう要望します。**

また、「大規模改造（老朽）」の継続、さらには、屋上防水・外壁・内装それぞれ単体での改修も対象となる補助メニューの創設を要望します。

第２１号議案

補欠の教育長の任期について

知多ブロック　提出

大府市教育委員会の教育長の任期開始日は１０月１日であるため、現役の校長を教育長に任命した場合、年度途中に任期が開始となるため、学校の校長人事や教育現場に多大な影響が及び、過去には保護者から反対の声が多数あがりました。また、全国の市・区に目を向けますと、教育長の任期開始日が４月１日ではない自治体が４４０あり、同様の課題を抱えている自治体が全国に多数存在している状況です。

教育長と同様に議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員等についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められていますが、これらの委員は非常勤特別職であります。

一方、平成２７年４月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割を担うこととなり、計画性をもって職務を全うするためにも、３年間の任期が確保されている必要があります。また、新制度においては個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要はなくなりました。

しかし、現行法は、前任の教育長の退任理由にかかわらず、後任の教育長の任期を前任者の残任期間とする規定となっているため、任期の開始日を変更することができません。

教育長の任期を４月１日に変更することが可能になると、現役の校長を含めた幅広い人材から教育長を任命することができるとともに、３年の任期が確保された中で職責を全うすることが可能になります。

よって、国におかれては、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項ただし書に定める補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は補欠に当たらないとする柔軟な解釈をすることができるよう要望します。**